

要約筆記者・要約筆記奉仕員派遣幹業務取り扱い要項

平成16年4月1日 制定
平成17年4月1日 一部改正
平成21年4月1日 一部改正
平成21年6月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正
平成28年4月1日 一部改正

山梨県立聴覚障害者情報センター

(趣旨)

第1 この要項は、聴覚障害者、公共的機関及び団体等からの要約筆記者又は要約筆記奉仕員(以下「要約筆記者等」という。)の派遣要請に対し派遣の斡旋を行い、聴覚障害者と健聴者との円滑な意思疎通を図り、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2 この派遣斡旋業務の実施主体は、山梨県立聴覚障害者情報センター(以下「情報センター」という。)とする。

(派遣斡旋)

第3 この要項による派遣斡旋は、要約筆記が必要と認められ、山梨県要約筆記者・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱(以下「要綱」という。)及び市町村が実施する要約筆記者等の派遣事業が適用されないものについて行うものとする。

(派遣斡旋の申し込み)

第4 要約筆記者等の派遣斡旋を要請する者は、要約筆記者等派遣斡旋要請書(第1号様式)により情報センター所長へ申し込むものとする。

(要約筆記者等)

第5 この要項の要約筆記者等は、要綱第2条第1項及び第2項に定める者とする。

(要約筆記の実施)

第6 要約筆記者等は、関係者の人権、人格を尊重し、誠意をもつて的確に業務を行うものとする。

(業務報告)

第7 要約筆記者等は、業務終了後、派遣業務報告書（第2号様式）を情報センター所長へ提出するものとする。

(業務の安全確保)

第8 要約筆記者等は、業務を行うにあたっては、安全確保に十分配慮するものとする。
また、出発地と用務地との間の移動についても同様とする。

(秘密の保持)

第9 要約筆記者等は、業務上で知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

(派遣に要する費用)

第10 要約筆記者等の派遣に要する費用は、別に定める基準により、派遣の斡旋を要請した者の負担とする。

2 前項による費用は、要請により派遣を斡旋した要約筆記者等からの請求に基づき、斡旋の要請者が同人に支払うものとする。

(その他)

第11 この要項に定めるほか、派遣斡旋業務を行う上で必要な事項は、情報センター所長が別に定める。

(別に定める基準)

要約筆者・要約筆記奉仕員派遣斡旋業務取り扱い要項第10に定める派遣に要する費用の基準

1 要約筆記手当

1回2時間まで5,000円とし、2時間を超える1時間毎に2,000円を加えた額。但し、山梨県等の行政機関からの要請に基づく斡旋及び情報センター所長が必要と認める斡旋にあっては、山梨県要約筆者・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱に定める額とする。

派遣日前日の午後5時以降に派遣依頼のキャンセルが発生した場合の補償料は、2,000円とする。但し、交通費は、キャンセルの連絡を受ける前に既に自宅を出発した場合のみ支給する。

なお、議会中継等特殊な状況下での要約筆記にあっては、情報センター所長と派遣斡旋要請者が協議し決定した額とする。

2 旅費

バス・鉄道 普通運賃

私用車 37円/1km 但し、遠距離の場合は高速道路利用料金を加算することができる。

徒歩、自転車は旅費の対象としない。

3 その他

(1) パソコン使用による要約筆記であって、要約筆者等が自己のパソコンを使用した場合には、一人1台あたり500円を加算する。

(2) 要約筆記関連機器（情報センター所有機器を含む。）を使用する場合は、主催者が準備することを原則とするが、情報センター所有の要約筆記関連機器を要約筆者等が搬送し使用した場合にあっては、600円を加算する。